

庁内窓口業務改善検討会設置要綱

(設置目的)

第1条 近年の窓口行政を取り巻く環境の変化に対応するため、窓口における市民サービスのあり方やデジタル化による業務改善を検討する「庁内窓口業務改善検討会」(以下「検討会」という。)を設置する。

(所管事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について協議検討する。

- (1) 窓口業務改善に関する事項
- (2) 窓口業務の連携に関する事項
- (3) 窓口業務のデジタル化に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要な事項

(組織)

第3条 検討会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第4条 検討会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、総合経営部長とし、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、検討会を総括する。
- 4 会長は、必要と認めたときは関係職員の出席を求めることができる。
- 5 副会長は、会長の職務を補佐する。

(会議)

第5条 部長級会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 課長級会議は、会長が招集し、企画調整担当課長が議長となる。

(分科会)

第6条 必要に応じ、検討会に分科会を置くことができる。

- 2 分科会は、検討会から付託された事項について調査、検討等を行う。
- 3 分科会は、検討会が指定する者をもって構成する。
- 4 分科会は、会長が招集し、会長から指名を受けた課長職が進行する。
- 5 会長は、分科会において検討した事項を検討会に報告する。

(事務局)

第7条 検討会及び分科会の事務局は、総合経営部に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年（2022年）6月23日から施行する。

この要綱は、令和5年（2023年）4月1日から施行する。

別表

部長級会議	課長級会議
デジタル推進室長	デジタル推進担当主幹
総合経営部長	企画調整担当課長 経営改革課長
財政部長	住民税課
市民部長	市民生活課長 市民課長 八王子駅南口総合事務所長 由木地域事務所長
福祉部長	福祉政策課長 高齢者福祉課長 介護保険課長 障害者福祉課長
医療保険部長	保険年金課長 大横保健福祉センター館長
健康部長	生活衛生課長
子ども家庭部長	保育幼稚園課長 子育て支援課長
学校教育部長	学務課長